

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分 (二件)
 - …… (生活文化局消費生活部取引指導課) …… 一
 - 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞 (二件)
 - …… (都市整備局住宅政策推進部不動産業課) …… 一
 - 家畜伝染病の発生
 - …… (産業労働局農林水産部食料安全課) …… 二
 - 都道の区域変更
 - …… (建設局道路管理部路政課) …… 二
- ### 公告
- 軽油引取税に係る免税証の無効
 - …… (主税局課税部課税指導課) …… 四
 - 国土調査の成果の認証 (三件)
 - …… (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) …… 四
 - 開発行為に関する工事完了
 - …… (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …… 四

告示

東京都告示第千四百五十七号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。) 第七条第一項及び法第八条第一項の

規定による行政処分について、法第七条第二項及び法第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

(一) 名称 株式会社 D・LINE

(二) 代表者氏名 正 勇作

(三) 主たる事務 神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目三番八号セントラルアベニュー101

二 処分年月日 平成三十年八月十四日

三 処分の内容

(一) 業務停止命令

平成三十年八月十五日から同年十一月十四日までの間 (三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を停止する。

ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 役務提供契約を締結すること。

(二) 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び法第八条第一項

東京都告示第千四百五十八号

特定商取引に関する法律 (昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。) 第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

二 処分年月日 平成三十年八月十四日

三 処分の内容

平成三十年八月十五日から同年十一月十四日までの間 (三箇月間) 法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること (当該業務を営む法人の役員となることを含む。) を禁止する。

(一) 役務提供契約の締結について勧誘すること。

(二) 役務提供契約の申込みを受けること。

(三) 役務提供契約を締結すること。

四 適用条項 法第八条の二第一項

東京都告示第千四百五十九号

宅地建物取引業法 (昭和二十七年法律第七十六号) の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 日時 平成三十年十一月二日 午前十時三十分
 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
 三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社グッドライフ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 友利 力也
- (三) 主たる事務 港区六本木三丁目二番一号住友不動産所の所在地 六本木グランドタワー二十一階
- (四) 免許証番号 東京都知事(2)第九四一五二号
- (五) 免許年月日 平成二十九年四月二十七日

●東京都告示第千四百六十号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十年十一月二日 午後一時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 株式会社四葉不動産
- (二) 代表者氏名 代表取締役 岡山 優樹
- (三) 主たる事務 港区新橋三丁目二十六番四号所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(7)第六〇七一二号
- (五) 免許年月日 平成二十九年二月八日

●東京都告示第千四百六十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項に基づく届出があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 家畜伝染病の種類 腐蛆病
- 二 家畜の種類 蜜蜂
- 三 発生群数 二群
- 四 発生場所 足立区
- 五 発生年月日 平成三十年十月二日

●東京都告示第千四百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十四日

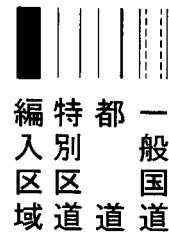
東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 外濠環状
- 二 変更の区間 港区新橋四丁目四番八十八地先から同所四番五地先まで

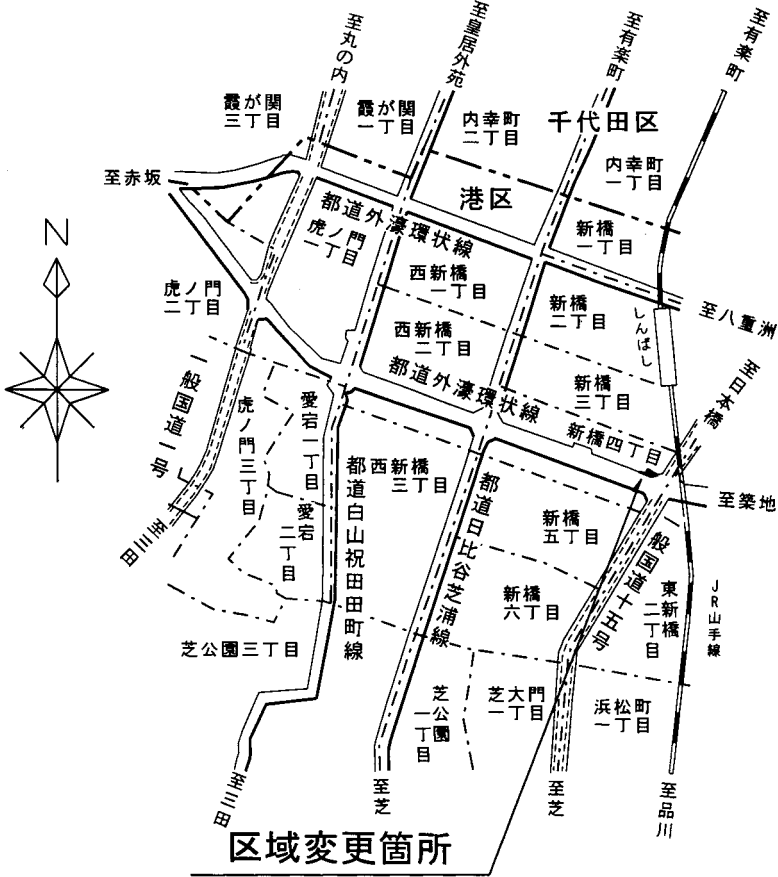
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

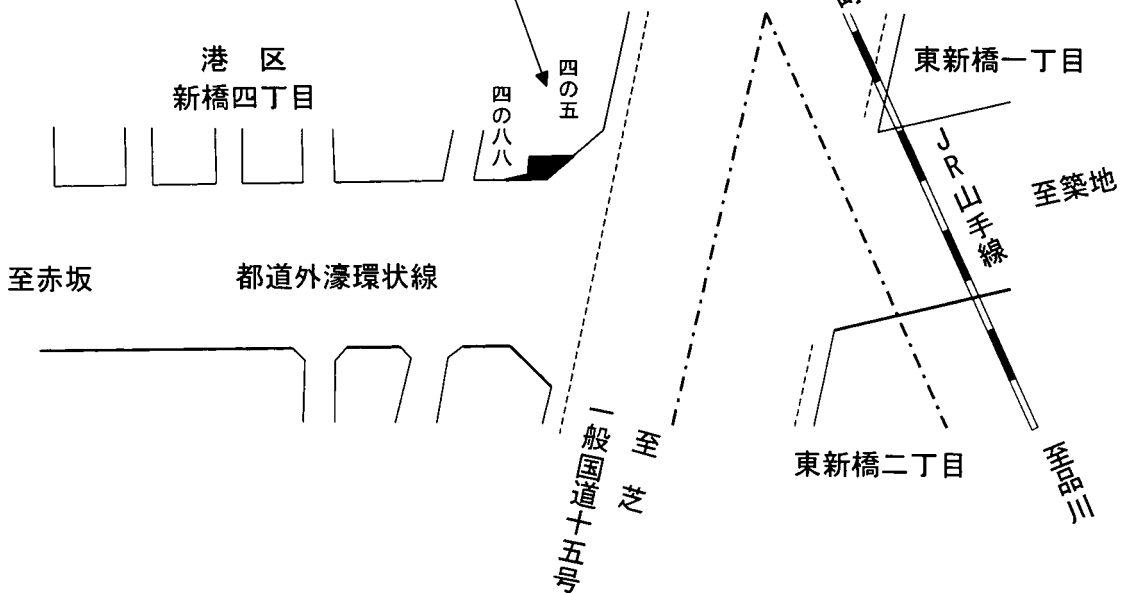
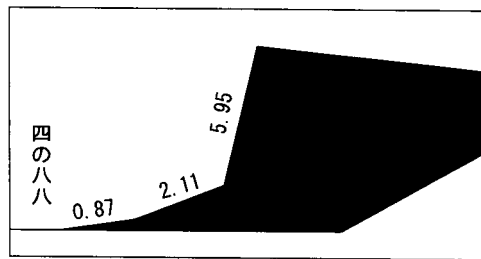
都道外濠環状線区域変更略図
港区新橋四丁目地内



延長 一四・九三メートル
面積 四七・四九平方メートル



区域変更箇所



公 告

軽油引取税に係る免税証の無効処分について

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免税証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

軽油引取税に係る免税証

免税証の種類	組番号	枚数	住所氏名	事故発生日
五百リットル券	九六〇I	十五枚	利島村五 藤井 雅	平成三十年七月二十八日
二百リットル券	〇〇九A	十九枚	番地 彦	
	一四〇九			
	六〇I〇			
	〇九八二			
	八			
	九六〇H	二十枚		
	〇一七七	八枚		
	一五〇九			
	六〇H〇			
	一七七四			
	二			
百リットル券	九六〇G	四十枚		
	〇二二三			
	六四〇九			
	六〇G〇			
	二二三〇			
	三			

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区
の名称

二 調査を行った期 平成二十九年一月から同年十月まで
間

三 成果の名称 世田谷区（世田谷三丁目）の
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区世田谷三丁目の一部
域

五 認証年月日 平成三十年十月十六日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区
の名称

二 調査を行った期 平成二十九年二月
間

三 成果の名称 世田谷区（大蔵三丁目）の地籍図及
び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区大蔵三丁目
域

五 認証年月日 平成三十年十月十六日

国土調査の成果の認証について

世田谷区における国土調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 調査を行った者 世田谷区
の名称

二 調査を行った期 平成二十九年二月
間

三 成果の名称 世田谷区（宇奈根三丁目）の
地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地 世田谷区宇奈根三丁目の一部
域

五 認証年月日 平成三十年十月十六日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年十月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
青梅市大門三丁目二十番三

許可を受けた者の
住所及び氏名
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001